

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について確認したところ、申立期間について納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、市役所で加入手続を行い、夫が夫婦二人分まとめて納付組織を通じて納付していたはずなのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に保険料の未納が無い上、申立人の保険料を納付したとするその夫も、国民年金加入期間中の保険料を完納しており、昭和 46 年 4 月から平成 2 年 3 月までは付加保険料も納付しているなど、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする夫は、「当時、区長に勧められ、夫婦一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、将来の年金額を増やすため、3 万円を区長に預けた。」と供述しているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における夫婦の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 44 年 4 月ごろに連番で払い出されたものと推認できる上、夫婦が納付したとする金額は、実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、国民年金被保険者台帳上、申立人の夫については、昭和 44 年 10 月 1 日に 36 年 4 月から 44 年 3 月までの過年度保険料をさかのぼって納付したことが確認できる上、申立人の国民年金保険料を集金していたとする区長夫婦の保険料も、時効後に納付されている事実が確認できることから、当該

地域においては、その当時、時効を超えて保険料納付が可能であったものと推認でき、申立人もその夫や区長夫婦と同様に、申立期間の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月及び同年3月

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は会社を退職後、妻と一緒にA区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は妻の分と一緒に納付した。妻は納付済みとなっており、私の分について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年4月に払い出されていることから、申立人は国民年金の加入手続をこの時期に行っているものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったところ、申立人が所持する国民年金領収証書により、申立人は、申立期間直後の38年4月から39年3月までの国民年金保険料を同年12月30日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を未納にしたまま、38年4月からの保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する領収証書及び国民年金手帳の検認記録により確認できる期間について、申立人及びその妻の国民年金保険料は、すべて同一日に納付されていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張と合致していることを踏まえると、申立人の妻の申立期間に係る保険料が納付済みとされているにもかかわらず、

申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山形厚生年金 事案 1113

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所にA事業所における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成3年3月31日になっているとの回答をもらった。

しかし、私は、A事業所の勤務期間中にB事業所の採用試験に合格し、平成3年4月1日からB事業所に採用されているので、A事業所には同年3月31日まで勤務していたはずであり、給与から3月分の厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された人事関係資料及び申立人が所持する在職証明書により、申立人は、平成3年3月31日までA事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「申立人が申立期間に在職していたことは間違いなが、保険料控除については、当時の資料が無く不明。」としているが、申立人は、A事業所を退職する際に、当時の担当者から、年金は継続されるので、国民年金の加入及び保険料の納付は必要ない旨の説明を受けたところ、この説明は、平成3年4月1日にC共済組合の組合員の資格取得の届出がなされていることとも符合し、申立人の陳述内容は信ぴょう性が高

いものと認められる。

さらに、A事業所に係るオンライン記録から、平成2年4月1日から22年4月1日までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者について資格喪失日を確認したところ、月初日に喪失している者が143人である一方、月末日に喪失している者は申立人を含め8人となっており、資格喪失者の大半が月初日が資格喪失日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の平成3年2月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、同居していた義父に毎月渡しており、義父が納付してくれていたはずである。義母の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、義父は既に死亡しており、申立てを確認できる供述が得られない上、申立人自身も保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、昭和 59 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、60 年 3 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得していることが確認できる上、国民年金被保険者台帳においても、59 年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時同居していた夫及びその母親から聴取しても、申立てを確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1114

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 31 日から 58 年 1 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。  
しかし、私は、株式会社Aにおいて昭和 57 年 12 月 31 日まで勤務したことから、58 年 1 月 25 日に支給された給与から 57 年 12 月分の厚生年金保険料が控除された旨記載されている給料支払明細書を所持しているので、資格喪失日を 58 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している株式会社A（以下「本社」という。）における給料支払明細書から、昭和 58 年 1 月 25 日に支給された給与から 57 年 12 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和 57 年 12 月 30 日に退職し、同年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失していること、及び本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、これは、雇用保険における離職日の記録と合致している。

また、本社では、当時の同社における給与支払方法及び保険料控除方法について、「給与は当月 20 日締め、当月 25 日支払いで、保険料は翌月控除であった。」旨回答しているとともに、事務担当者は、「当時の担当者が既に退職しているので、明言することはできないが、資格喪失確認通知書に記載されているとおり、昭和 57 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出をし、58 年 1 月支給分の給与から誤って 57 年 12 月分の厚生年金保険料を控除してしまったと思われる。」旨供述している。

さらに、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司及び同僚に対し、申立人の退職年月日について照会したが、具体的な供述は得られず、申立人が昭和 57 年 12 月 31 日まで勤務したことを確認することができない。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 12 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間において、当該事業所に勤務していたと言えないことから、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月から同年12月まで  
② 昭和27年2月から同年12月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書により、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所にそれぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿によると、当該事業所のどちらも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は申立期間当時の正確な事業主の名前及び同僚の氏名を記憶していない上、商業登記簿でも申立事業所は確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1116

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 16 日から 61 年 4 月 15 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 60 年 11 月から 61 年 4 月までの間は A 株式会社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の後継事業所である B 株式会社の回答から、申立人が申立期間に出稼ぎ就労者として A 株式会社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立事業所の総務担当者は、「申立期間当時、出稼ぎ就労者は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったのも、当然、厚生年金保険料は控除していないと思う。」旨供述している。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は申立事業所に申立期間を含め 5 回にわたり出稼ぎ就業したことが確認できるが、いずれの期間についても厚生年金保険に加入した記録を確認することはできない。

なお、申立人は、「申立期間については、国民年金保険料が還付されているので、厚生年金保険に加入していたはずである。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金保険料の還付理由が公的年金加入とされていることについて、当時、国民年金の事務を行っていた C 町は、当時の取扱いについては不明である旨回答しているが、申立人は申立期間当時、D 健康保険組合に加入し健康保険証をもらった旨供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認せず、健康保険証のみをもつ

て、国民年金の資格喪失及び保険料還付に係る手続を行った可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案 1117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から 16 年 3 月まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、自分の給与月額より低いと思われる記録になっていた。

私は、申立期間は株式会社Aの役員として、月額 60 万円の給与を受け取っており、納得がいかないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 7 年 10 月の被保険者資格取得時から 15 年 3 月までの期間において 59 万円、同年 4 月の随時改定において 41 万円、同年 9 月の随時改定において 50 万円とされており、同年 4 月の随時改定による標準報酬月額は被保険者資格取得時の標準報酬月額に比べ約 3 割減となっているところ、申立人以外の残りの役員二人についても、同年 4 月に随時改定が行われており、同時期に申立人とほぼ同じ割合に相当する報酬月額が減額されていることが推認でき、また、さかのぼって訂正が行われた形跡も無いことから、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは認められない。

また、申立人から提出のあった平成 15 年分及び 16 年分の給与所得の源泉徴収票における支払金額とオンライン記録上の標準報酬月額から算出した年間の報酬総額及び社会保険料等の金額もおおむね一致している。

さらに、株式会社Aの元事業主は「平成 21 年 1 月に事業所の破産手続を行っており、関係資料は残っていない。」としており、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等が無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。